

文化財建造物修理主任技術者講習会実施要項

(昭和47年8月1日 文化財保護部長裁定)

(改正 平成4年6月29日 改正)

(改正 平成10年5月27日 改正)

(最終改正 平成30年10月1日 文化財審議官改正)

1. 文化財建造物修理主任技術者講習会の実施については、この要項の定めるところによる。
2. 講習会は、文化財建造物の保存修理工事に携わる技術者に対し、主任技術者として必要な知識及び技術等を習得させ、その資質を向上させることにより文化財建造物保存修理事業の円滑、適正な遂行をはかることを目的とする。
3. 講習会は、普通コース及び上級コースの2コースに分けて実施する。
4. 講習会の履修時間は普通コース 120 時間、上級コース 60 時間とし、履修科目及び履修内容については別途要領で定める。
5. 普通コースを受講できる者は、文化財建造物修理工事の設計又は施工の監理等の実務経験を有する者で、文化庁が認める者とする。
6. 上級コースを受講できる者は、普通コースを受講した者で文化庁が認める者とする。
7. 受講者には、当該コースの修了証を交付する。
8. その他実施にあたって必要な要領等は別に定める。